

学校生活における留意事項と心得

愛知県立三好高等学校

本校の全ての生徒と教職員が本校への愛着と誇りをいっそう強く感じられるよう、以下の内容について理解して、責任ある行動を心掛けましょう。なお、ここに示す内容は、社会変化等にあわせて常に改善を進める必要があることから、学校評価やアンケートなど様々なツールを活用して、絶えず見直しを図っていきます。

1 出欠席等について

(1) 欠席

ア 欠席する場合は、必ず保護者等から学校で定めた安心安全メール又は電話で学校へ連絡してもらうこと。

イ 電話での連絡は、午前8時から8時30分の間にしてもらうこと。なお、学校の電話は、午後5時30分～午前8時までの間はつながりません。

(2) 遅刻

ア 遅刻する場合は、原則として欠席と同じ方法で保護者等から学校へ連絡してもらうこと。

イ 遅刻して登校した場合は、職員室西側出入り口前の廊下で所定の手続きを行ってから、授業等に参加する。

ウ 不注意による遅刻が度重なる場合は、遅刻指導の対象となる。

(3) 早退

ア 早退する場合には、必ず学級担任の先生に許可を受けること。なお、学級担任の先生が不在の場合は、学年の先生の許可を得ること。

イ 帰宅後には、速やかに学校へ連絡すること。

(4) その他

ア 登校から帰りのST終了後までは勝手に校外に出ないこと。事情により出る必要がある場合は、必ず学級担任の先生に許可を受けること。

イ 忌引き期間は原則として以下のとおりとする。

父母の死亡	7日以内	伯叔父母の死亡	1日
(曾)祖父母の死亡	3日以内	父母の法要	1日
兄弟姉妹の死亡	3日以内		

2 登校・下校について

(1) 始業時間(8時40分)には落ち着いてスタートできるよう、時間に余裕を持って登校すること。

(2) 下校時刻(17時00分)以降に用事のない生徒は、速やかに下校すること。また、部活動や補習等に参加する場合は、終了後、速やかに下校すること。

3 学校生活における留意事項について

(1) 貴重品の管理

ア 学校生活に不必要なもの、特に多額の現金や高価なものは学校に持ってこない

こと。

イ 貴重品は個人ロッカーで鍵をかけて管理すること。自衛に心掛け、カバンに入れたままにしないこと。

ウ やむを得ず多額の現金等を持ってきた場合は、学級担任又は副担任の先生に預けること。

(2) スマートフォン等の取り扱い

ア 登校後は電源を切り、個人ロッカーで管理すること。

イ 先生からの指示や許可がある場合を除き、授業時間帯に使用しないこと。

ウ 授業後の家族への連絡や学習、部活動での活用は適切に行うこと。

(3) その他全般

ア 授業を大切にし、落ち着いた学習環境を保つこと。

イ 使用する教室等の施設の美化、整理整頓に心掛けること。

ウ 身の回りの施設や物品は大切に扱うこと。学校施設や物品を破損した場合は、速やかに関係する先生に申し出ること。なお、本人の責任による破損は実費弁償となる。

エ 高校生としての品位を保ち、他人に対して礼儀正しく接すること。

オ 元気よくさわやかにあいさつし、良好な関係を築くこと。暴力や暴言は絶対にあってはならない行為であり、お互いにより不快な思いをしないよう、言葉遣いや態度に気を配ること。

4 登下校時等における留意事項について

(1) 公共交通機関及び徒歩

ア 公共交通機関利用時は乗車マナーを守ること。

イ 自他の安全のため、歩行時のスマホ操作や、イヤホン使用は絶対にしないこと。

(2) 自転車

ア 自転車通学を希望する場合は、事前に「自転車通学許可願」により許可を得ること。

イ 本校の自転車点検に合格し、所定のステッカーを貼った自転車で通学すること。

ウ 雨天時には雨合羽等を着用すること。

エ 暗くなる前に早目のライト点灯を心掛けること。

オ 自転車賠償責任保険等へ加入すること。

本校では全員が『全国高P連賠償責任保障制度』に加入していますので、保険加入の義務化には対応できています。他にも愛知県公立学校 PTA 連合会の『高校生総合保障制度』などもありますので、必要に応じて各家庭で加入を検討してください。

カ ヘルメット着用の必要性について十分に考慮し、積極的な着用を心掛けること。

本県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」ではヘルメット着用を努力義務としています。万が一の事態に備え日常的な着用を検討してください。

キ 自転車乗車ルールやマナーを遵守し、自身や周囲の安全を脅かす恐れのある行為は絶対にしないこと。

5 日常生活について

- (1) 法令等に反する行為は決して行わないこと。
- (2) 無断アルバイト、無断免許取得及び乗車、考査における不正行為、その他学校教育上指導を要すると判断した行為等、本校のルールを逸脱する行為は行わないこと。
- (3) その他、正当な理由のない怠学、情報モラル違反、各種問題行為への同席・帮助・教唆等も指導の対象とする。

6 身だしなみについて 清潔感のある、さわやかな身だしなみを心掛けよう！

(1) 制服・体育服等

- ア 制服、体育服、体育館シューズ、スリッパは学校規定のものを使用する。
- イ 授業時間帯は必ず制服を着用すること。ただし、登下校時は制服の他、体育服、各部活動で指定されたウェアのいずれかを着用してもよい。
- ウ 冬服・夏服の更衣移行期間は設定しない。各自でその日の気候に合わせて正しく制服を着用すること。
- エ 登下校時は必ず靴を履くこと。
- オ 長袖シャツの場合はネクタイを着用する。ただしエコスタイルキャンペーン中はネクタイを着用しなくてもよい。
- カ シャツのインナーは目立たない色で無地のものを着用すること。襟からはみ出るようなハイネックのものは着用しない。
- キ スカート丈は膝頭とする。また、スカートの下にジャージ等を履かない。
- ク スカート丈を短く切るなど、制服の特殊な加工は一切しない。
- ケ 靴下・ストッキング・タイツの色は華美でないものとし、ルーズソックスやレッグウォーマー・レギンスは禁止とする。
- コ スラックスを着用する場合はベルトを着用すること。その際、ベルトは華美でないものとする。

(2) 防寒着 アウター

- ア 低温時期には登下校時に限り防寒着(アウター)の着用をしてもよい。
- イ 形はコートやジャンパーのようにブレザーの上に羽織れるものとし、プルオーバー式のスウェットやパーカー類は禁止とする。
- ウ 防寒着(アウター)の素材や色等は特に限定しないが、あくまで登下校時の防寒着であり、相応しくないと生徒指導部が判断するものもある。
- エ 校舎内での防寒着の着用は認めない。

(3) 防寒着 セーター・カーディガン等

- ア 学校指定以外のセーター・カーディガンを着用する場合は以下のとおりとする。

- 必ずブレザーの下に着用していること。
- 型はVネックとし、きちんとネクタイが見えるようにしていること。
- 色はグレー・紺・黒・ベージュ・ブラウン・白の単色のものに限る。
- 自分のサイズに合ったものを着用していること。

- イ パーカーやスウェットの着用は禁止とする。

(4) 頭髪

- (ア) 前髪は目にかからない長さにする。
- (イ) パーマ・エクステ・巻き髪等の特殊な加工は一切しない。
- (ウ) 派手な髪形、奇抜な髪形、特殊な髪形にしない。
- (エ) 髪を染めたり、脱色したりしない。
- (オ) 髪を縛る場合は派手でない色の髪ゴムを使用し、リボン等の髪飾りは禁止とする。

(5) その他

- ア 化粧はしない。
- イ カラーコンタクトレンズは禁止とする。
- ウ ピアス(新たに穴を開ける)・イヤリング・ネックレス・指輪等は禁止とする。
- エ ひげを伸ばさず、清潔感のある身だしなみを保つこと。

7 規定の見直し手続きについて

- (1) 生徒アンケート等で生徒議会にて意見集約する。
- (2) 生徒会執行部にて身だしなみ見直し案を作成する。
- (3) 生徒議会にて見直し案の報告と承認を得る。
- (4) 職員にて承認される。
- (5) 変更された規定の公布及び施行。